

南愛媛第二風力発電事業(仮称)

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 10 月

電源開発株式会社

目 次

ページ

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
1.2 境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時及び開催場所	3
(3) 来場者数	3
1.3 境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の受付期間	3
(2) 意見書の受付方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
2. 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	4
別紙	15

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1カ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成27年8月11日(火)

(2) 公告の方法

1) 官報による公告

官報(第(号外181号 平成27年8月11日発行)により公告した。

[別紙1 参照]

2) 愛媛県報による公告

愛媛県報(第2697号 平成27年8月11日発行)により公告した。

[別紙2 参照]

3) 愛媛県宇和島市庁舎内での掲示による公告

宇和島市庁舎内での掲示により公告した。

[別紙3 参照]

4) 愛媛県愛南町庁舎内での掲示による公告

愛南町庁舎内での掲示により公告した。

[別紙4 参照]

5) インターネットによる公告

平成27年8月11日(火)から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・電源開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト

<http://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/>

[wind_minamiehime.html](#)

[別紙5 参照]

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 4 カ所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により、縦覧を行った。

1) 関係自治体庁舎での縦覧

- ・愛媛県 県民環境部 環境政策課
愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2
- ・宇和島市 市民生活部 生活環境課
愛媛県宇和島市曙町 1 番地
- ・宇和島市 津島支所 庁舎内
愛媛県宇和島市津島町岩松甲 471 番地
- ・愛南町 環境衛生課
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

2) インターネットの利用による縦覧

- ・電源開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト

<http://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/>

[wind_minamiehime.html](#)

[別紙 6 参照]

(4) 縦覧期間

1) 縦覧期間

平成 27 年 8 月 11 日(火)から 9 月 10 日(木)まで(土・日・祝日及び閉庁日を除く)

2) 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで(開庁時間に準ずる。)

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)の合計は 4 名であった。各縦覧場所の縦覧者数は以下のとおりである。

- ・愛媛県 県民環境部 環境政策課 0 名
- ・宇和島市 市民生活部 生活環境課 1 名
- ・宇和島市 津島支所 庁舎内 0 名
- ・愛南町 環境衛生課 3 名

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項等を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

また、以下の2地区については、「お知らせ」を回覧した。

- ・愛媛県宇和島市上楨地区
- ・愛媛県愛南町僧都地区

[別紙 6-1～2 参照]

(2) 開催日時及び開催場所

- ・平成27年8月16日(日) 10時～12時

上楨集会場(愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地4)

- ・平成27年8月22日(土) 18時～20時

僧都ふれあい交流館(愛媛県南宇和郡愛南町僧都279番地)

(3) 来場者数

- | | |
|------------|-----|
| ・上楨集会場 | 19名 |
| ・僧都ふれあい交流館 | 22名 |

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の受付期間

平成27年8月11日(火)から9月24日(木)まで

なお、郵送の受付は、当日消印有効とした。

(2) 意見書の受付方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ・電源開発株式会社への郵送による書面の郵送

[別紙 7 参照]

(3) 意見書の提出状況

提出された意見の総数は、5通(意見箱への投函1通、郵送4通)であった。

2. 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

No.	項目	意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	○事業概要が複数の点について A～C 案が提示されているがその内容は単機出力が 2,000kW (A 案) からその 1.5 倍に近い 3,400kW (C 案) と大幅に違うため、環境、その一部としての人体への影響も案ごとに異なるはずです。異ならないとするなら、それを証明すべきである。 また、A 案の高さは 120m だが、C 案は 150m と 30 メートルも違う。風の流れなど環境、生物への影響も異なるだろう。この点も異ならないとすれば、その証明を示すべきである。	ご意見のとおり、事業計画の A 案、B 案、C 案については、それぞれ環境への影響は異なると考えています。 今後行う環境影響評価における調査、予測、評価を行った上で、その結果から可能な限り環境への影響が小さくなるよう事業計画の検討に努めます。
2	事業計画	事業内容も確定されてなく、設置風車も 3 タイプが併記され、その中には日本最大級と思われる風車も含まれている。この状況で正確な調査が可能なのか？	
3	事業計画	環境大臣意見では当事業が「総出力 25,400kw」であることを前提に述べられている。 しかし、J パワーは僧都説明会で 4 万 kw を超える大幅変更を提示して説明している。最も小規模の B 案でも 39,100kw である。 大臣が意見をした計画から 1.5～1.6 倍にも膨張した計画は、住民の側から見ればもはや同一性を持った計画とは考えられない。環境、人体への影響も 1.5～1.6 倍、もしくは累積的に何倍にも影響をもたらすと考えられるからだ。 影響が異ならないと J パワーが考えるならば、その根拠を明示すべきだ。 根拠を示せないのであれば、総出力＝事業内容を確定したうえで、大臣の意見を得て、住民に説明会を開くべきである。 これほど内容の異なる事業に同一性を認めることはできない。	方法書では配慮書から総発電出力を変更していますが、連系可能量に増減が生じる可能性があることを踏まえて見直しを行ったという経緯があります。 ご意見のとおり、総発電出力が異なれば、環境への影響も異なると考えていますが、環境影響評価法では、方法書手続き以降の調査、予測、評価の結果に対して、再度、環境大臣意見が出され、それが最終的な事業計画に反映される仕組みとなっています。 なお、配慮書手続きは「事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減に繋げる」り手続きであり、この段階での環境大臣意見を踏まえ、自然度の高い植生を避けて方法書の対象事業実施区域を設定したという経緯があります（方法書 p.308）。 このように、手続きの各段階に合わせた適切な検討と意見書の反映を進めてい

			ることをご理解頂きたいと考えています。 1) 計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成 25 年 3 月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）
4	全般	使用予定の発電機のメーカー、機種、およびその選定理由の公開、また各種騒音・低周波の測定を行った機材の機種の公開をお願いいたします。 発電量の算出や発電可能な風速、予測される騒音や、音の現況測定値など、機種特性による影響を考慮していなければ評価のできない項目もありますので、この点を明確にしていいただかなければ、評価値の根拠が存在しなくなります。	発電機の概要及び調査方法の概要について準備書に記載する方針です。
5	複合影響	○知事、環境省、経産省の意見について 特に他事業社による複数の風力発電所が建設中、又は手続中であることから、累積的な環境影響が懸念されることが示されている。その累積的な環境影響について J パワーは地域住民（愛南町民）に具体的に明らかにすべきである。	方法書の p.237、291 に記載したとおり、騒音・超低周波音、風車の影、鳥類、景観について、既設の風力発電所及び建設中の風力発電所並びに先行して手続中の風力発電所を含んだ、累積的な環境影響を予測・評価し、その結果を準備書で明らかにする方針です。
6	騒音・超低周波音	京都地検での判決（平成 4 年 11 月 27 日）では、超低周波音 20Hz における音圧レベル 57dB で損害賠償を容認した判決が出されている。方法書ではまだ距離しか検討されておらず、パワーレベル（発電機から発生する音の大きさ）を設定した上で騒音及び超低周波の影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討するとしている。 環境省が作成した低周波問題対応の参照値が環境保全目標値として使われていることが多く、環境省より参照値をこのような目標値として使わないようにとの周知文書が出され（平成 26 年 12 月 26 日付）、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても許容できないレベルがあるとしている。 稼働中の他事業者の風力発電所の超低周波音は合算して評価するとしているが、計画中の稼働前のものからも予測して合算するべきである。そして風車特有の超低周波音の周波数とそのレベルも予測し、問題があると思われるレベルを判断するべきである。問題がないと判断する場合、その根拠データ及びそのエビデンスを出して欲しい。 問題があるレベルが予測されたとき、この方法書では環境保全措置を検討する	方法書 p.258 に記載したとおり、既設の風力発電所及び建設中の風力発電所並びに先行して手続中の風力発電所を含んだ、複合的な影響を予測・評価します。また、音圧レベルは、周波数帯ごとに予測し、その時点の最新の知見で適切と考えられる方法により評価する方針です。 また、環境保全措置については、発電所アセス省令第 29 条に従い、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減できるものを選定し、実施する方針です。なお、他の項目の環境保全措置についても同様です。

		と読み取れる。実施することにはなっていない。「検討する」の文言を「検討し実施する」とし、環境保全措置ができない場合、特に低周波音・超低周波音の対策は困難であり、表 7.1-1 配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解の中にある「本業は建設しないこととなります。」と同じようにするべきである。見解をお聞きしたい。 他の項目についてもこのような「検討する」という記述が多くある。同様にするべきである。 また、他の項目で「配慮する」という文言が多数あるが、これも実施するのかわからないのかはっきりしない。これも「実施する」とし、実施できない場合は、計画を中止することを明記すべきである。	
7	騒音・超低周波音	僧都地区に於いては、住宅迄の最短距離約 740m となっており、1km 以内に位置する住宅は複数存在する。 住宅や主要施設にこだわった方法書になっているが地区住民の生活の場は、耕地、林地での作業時間も 1 日の 3 分の 1 を有する。御社の CSR に沿った配慮をのぞむ。	予測地点は、集落を代表する地点として住居や小学校に設定していますが、複数の地点を設定していますので、周辺の耕地、林地等における影響も評価できると考えています。 なお、上楨地区で平成 27 年 8 月 16 日に開催した説明会でのご意見を踏まえ、上楨中組にも調査・予測地点を追加します。
8	騒音・超低周波音	県環境影響評価審査会でも指摘のあった騒音の複合影響調査のみでなく、低周波音についても同様と考える。	方法書 p.258 に記載したとおり、超低周波音についても既設の風力発電所及び建設中の風力発電所並びに先行して手続中の風力発電所を含んだ、複合的な影響を予測・評価します。
9	騒音・超低周波音	事業実施区域に近い、僧都地区では周辺に他事業者による大型風力発電所も計画されている。三方を囲まれるという前例のない地域における低周波音の相乗効果を、本事業においてはどのように予測するのかその根拠を示すべきである。 また、現況値を計測し検討する場合には dB だけでなく、測定した周波数も合わせて記載し、その周波数を選定した理由も述べるべきである。	方法書 p.258 に記載したとおり、既設の風力発電所及び建設中の風力発電所並びに先行して手続中の風力発電所を含んだ、複合的な影響を予測・評価します。また、音圧レベルは、周波数帯ごとに予測し、その時点の最新の知見で適切と考えられる方法により評価する方針です。
10	水質等	山頂付近が掘削されると土砂崩れが起こりやすくなると言われている。見解をお聞きしたい。	掘削法面にはラス金網敷設後植生吹付けを行い、直接掘削面に雨水が浸透しない対策を行います。また、風車ヤードの周囲は極力地山部を残し、排水溝及び貯砂池などを設け、分散排水・余水排水を行うことで現地山を乱さないよう対応することで考えています。
11	水質等	①工事中に排水で沈砂池を設けるとしているが、沈砂池には目で見えるような大きさのものは沈殿するが、それよりも小	ご意見のとおり、沈砂池を設置しても、細粒分をすべて除去できる訳ではありませんが、一定程度の除去効果はあります。

		さいものはそのまま排水されると聞いている。小さな浮遊物には土が含まれている栄養分が含まれており、これが僧都川、ひいては御荘湾を栄養過多にして汚染することにはならないか見解をお聞きしたい。	そのため、方法書 p.263 に示す地点で、工事中の降雨時の水の濁りの程度を予測し、この地点で影響がない又は極めて小さくなるように、沈砂池の規模を設定する計画です。
12	水質等	②盛土や削った法面などには土砂流出防止のため種子吹き付けなどの対策を行う計画としているが、植生が根付くまで土砂流出は防げないのではないか、また広範囲の木の伐採や掘削などで起こる土砂流出がこの対策で防げるのか見解をお聞きしたい。相当の期間、土砂流出が続くのではないかと懸念している。	今後、工事計画の詳細を検討し、盛土や切土の面積をもとに、発生する水の濁りの程度を予測します。発生する水の濁りが下流河川へ影響を及ぼすと評価された場合には、その程度に応じた適切な環境保全措置を検討して実施します。
13	水質等	③埋め戻した場所や対象事業実施区域内に作る計画の土砂場に対する土砂流出防止策の記述がない。②と同じような対策をされると思うが、ここからも相当の期間、土砂流出が続くのではないかと懸念している。貴社の見解をお聞きしたい。	上記と同様、今後、土捨場の面積をもとに、発生する水の濁りの程度を予測し、その程度に応じた適切な環境保全措置を検討して実施します。
14	水質等	④工事中のこれらの排水は、愛媛県林地開発許可の基準に準拠した計画とするとして具体的な数字が示されていない。	各河川への流域面積に左右されるため具体的な数字を表示できませんが、「愛媛県林地開発許可事務の手引」；【愛媛県農林水産部森林林業課監修】による算出方法に基づき、流出量が排水能力を上回らないことを基準とし、流出量の分散を考慮しつつ算出しています。
15	水質等	発生土砂、土砂流出量、雨水流出量などの予測、それらに基づく沈砂池の規模、地表面が風車建設前と同じ程度になるまでの期間の予測と沈砂池の管理など具体的に示し、処理できる集水域の最大累計雨量、そのような降雨が、地表面が風車建設前と同じ程度になるまで起こる確率を上記②、③の裏付けとして示して欲しい。 僧都川を、そして御荘湾を死の川、死の海にしないほしい。	上記の①～④を踏まえ、降雨時の流出量、流出水の浮遊物質質量(SS)を予測し、影響があると評価された場合には、予測値に応じた規模の沈砂池を設置する計画です。 また、工事終了後についても、法面の植生が回復するまでの期間に水の濁りの影響があると評価された場合には、その程度に応じた適切な環境保全措置を検討して実施します。
16	水質等	この風車設置場所の下流域に僧都地区住民の水源地がある。水みちの変化、水の濁り、水質の劣化の恐れはないのか、重要な生活インフラに不安を感じている。	ご意見を踏まえ、地域住民の水源地でも水質の予測・評価を行います。
17	水質等	方法書 6P において、ハブの高さやローター直径など基礎工事に必要とされる数字はほぼ揃っているにも関わらず、基礎部分についての記述がされていない。 掘削されている土砂の量などは、土砂の河川流入や土砂崩れの危険性、御荘湾への流れ込みの可能性など、非常に重大	方法書 p.6 に記載した、風力発電機の出力及び基数において、今後行う環境影響評価における調査、予測、評価を行った上で、その結果から可能な限り環境への影響が小さくなるよう事業計画の検討に努めます。 掘削量等も上記の検討と併せて検討す

		な災害の要因となるものであり、最優先で考慮すべき問題である。予測に必要なデータが揃っているにも関わらず、この点が考慮されていないことは非常に危険であり、すぐにでも検討結果の公表が必要である。	ることになり、工事中の水の濁りの予測結果と併せて準備書に記載する方針です。
18	水質等	掘削土砂量の想定がなされた後には、掘削された土砂の搬出先が問題となる。 膨大な量の土砂が搬出されるのが想定される以上、搬出先の選定も調査計画の中に含むべき項目となるはずである。 また、河川や湾の汚染が汚染されるのを防ぐためにも、降雨による土砂流出についても十分に検討すべきである。建設予定地のこれまでの雨量データの提示と、その雨量に耐えられるだけの対策がとれていることを、地質の専門家の見地からの意見など、根拠をもって示すことが必須である。	方法書の p.11 に記載したとおり、土捨て場は、対象事業実施区域内に設置する計画で、土捨て場からの降雨時の水の濁りの発生による下流河川への影響も予測・評価の対象とします。
19	水質等	場外搬出残土について、最終処分は施設の整備された最終処分場で行われると思いますが、場外の仮置き場における環境への影響はしっかり対応する必要があります。第二事業も相当長期にわたり、前事業や他事業の関係もあって、仮置き場が相当期間にわたることも考慮の上、環境影響評価を行っていただきたいと思います。特に、排水処理については、工事の掘削においても考慮されていることと思いますが、山水を飲用にも利用することのある地域ですので、仮置き場についても軽視されることのないように願います。	
20	動物	○知事、環境省、経産省の意見について サシバの渡りについても言及されているとおり、ここでも累積的な影響が想定されている。渡りルートだけでなく、寝る場所も含め、影響を具体的に明示すべきである。	方法書の p.237、292 に記載したとおり、サシバの渡りへの影響について、累積的な環境影響を予測・評価し、その結果を準備書で明らかにする方針です。 また、ねぐらへの影響については、ご意見を踏まえ、早朝から渡り鳥調査を開始してねぐらから飛び立つサシバの有無を確認し、対象事業実施区域の周辺でねぐらが確認された場合には、その地点への影響も予測・評価します。
21	動物	方法書 189P から、サシバの渡りについての検討が試されているが、サシバの休息地についての検討がなされていない。 サシバの渡りの観察者によれば、渡りのピークは時間によって違い明け方にピークの一つがあるとされている。まとまった数が渡ることから、夜間飛んできたサシバがそのまま渡りに入ると考えるよりも、前日の夕方～夜にかけて愛南町付近に到着したサシバが一旦周辺で羽を休め、翌朝の風が適した時間に渡りを開始	

		すると考えるのが自然である。 しかし、その休息地についての特定はされておらず、事業実施区域に休息地がある可能性を否定できない。 10 月半ばのサシバの渡り時期に合わせて、事業実施区域の調査に入り、休息地がないことを証明する必要がある。	
22	動物	方法書 99P に記載されたように、愛南町の農林業従業者は 9.7%と建設業者の 7.4%よりも多数を占めている。しかし、愛南町においては農業従事者の高齢化に加えてシカ・イノシシ等による獣害の影響により離農や耕作放棄地が増えつつある。 しかし、事業実施想定区域とその周辺におけるシカ・イノシシ・サル・タヌキ・ハクビシン・カラス・ヒヨドリなどの有害鳥獣についての検討が全くされていない。 事業実施想定区域におけるこれらの鳥獣の生息数と活動範囲の把握、行動様式の調査をしなければ、周辺域の農林業へ与える影響の評価もできない。 事業実施想定実施区域における上記の有害鳥獣の生息数・活動範囲・行動様式の調査と、それに対して工事と風力発電施設がどれほど影響を与えるのかの予測の根拠として、既に発電所が稼働している地域での同様の調査が必要である。	有害鳥獣の生息状況については、方法書 p.265～267 に記載した哺乳類と鳥類の調査の際に把握します。 既設の風力発電所周辺での現地調査については、ご意見を踏まえ、哺乳類と鳥類のみ調査地域を追加します。
23	動物・植物	方法書 169P の評価項目の選定理由について、海域に生息する動物・植物の項目を、「事業実施想定区域は山地であることから選定しない。」としている。 しかし、上記のように掘削土砂の流亡についての対策が根拠を持って検討されていない以上、海域への影響がないとは断言できないはずである。 海域に生息する動植物についての項目を選定し、検討を行うべきである。	方法書 p.263 に示す地点で、工事中の降雨時の水の濁りの程度を予測し、この地点で影響がない又は極めて小さくなるように環境保全措置を検討して実施します。 そのため、海域への影響は生じないと考えていますが、万が一海域への影響があると判断された場合には、海域の動植物の生息・生育状況を文献により把握したうえで、予測・評価の対象として追加します。
24	景観・人と自然との触れ合いの活動の場	方法書の主として「景観」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目に関わると思われますが、愛南町僧都地域及び宇和島市津島町上楨地域には通っている「旧へんろ道（宿毛街道中道）」への言及がありません。中道は、世界遺産登録を目指す四国遍路のルートであり、地域の重要な歴史的文化資産です。四国遍路は、本年「日本遺産」に認定され、また全国七つの「広域観光周遊ルート」の一つとしても認定されています。過疎高	ご意見のとおり、宿毛街道中道は、「景観」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」の対象になる可能性があります。 ご意見を踏まえ、現地調査を行い、宿毛街道中道の利用状況や眺望点の有無等を確認します。また、一般の方の利用や眺望点の確認された場合には、予測・評価の対象として追加します。

		齢化の進む地域にあって、活性化のために活用されるべき貴重な資源です。私の所属する「四国へんろ道文化」世界遺産化の会では、別添事業趣意書のとおり、中道の復元整備に取り組んできております。既に実施されている第一事業でも大きな影響を受けています。そのことは事業者においてもご承知のことと思いますが、第二事業の方法書に言及がないのは非常に問題だと思います。しっかりと評価対象の中に位置づけていただくことを求めます。	
25	景観	事業実施区域に沿って、愛南町が整備しているサイクリングコースが通っている。 また、篠山登頂など自然愛好家も集まる地域であり、そこからの眺めに大型風力発電所という人工物が加わることは愛南町の観光業に対して影響を与えることが懸念される。 最寄の住宅や、篠山頂部、山出の棚田、宇和海展望タワーなどの各地点からの風車の見え方を予測した写真を作成し、町内・町外の観光事業者や観光客、篠山登頂の企画参加者に対してアンケート調査を実施し、その内容を公表すべきである。	方法書 p.281、282 に記載したとおり、最寄りの住宅や篠山頂部、山出の棚田等で、風車の見え方を予測した写真を作成します。また、作成した写真は準備書に掲載して公表し、それに対するご意見があれば、意見書として受け付けます。 また、宇和海展望タワーについては、対象事業実施区域から約 10km 離れており、風車高が最も大きいC案(高さ135m)でも視角が 0.77 度と十分小さいことから、調査地点には追加しない方針です。なお、方法書 p.221 に記載したとおり、送電鉄塔の例では、視角と見え方は以下のとおりとされています。 1 度：十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。 0.5 度：輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
26	その他 環境影響 評価の進 め方	第一事業での影響が予想より大きかったので、第二事業について環境影響評価の重要性を改めて感じた次第です。方法書の縦覧はされましたが、コピーは不可ということで、じっくり検討することは極めて困難でした。インターネットでも公開されていたということでしたが、説明会で教示された方法では接続できず、別に愛南町役場に問い合わせた教えてもらった方法で読むことができたという状態で、インターネットのファイルも印刷不可ということで、グループで検討することは縦覧書と同様極めて困難でした。 法律上のアリバイを作るためにだけ縦覧をしているという姿勢にしか感じられません。地元関係者と一緒により良い事業としていくために協力しようという対応に改善することを求めます。縦覧期間後も行政と協力し、必要な場合は、いつでも閲覧できるようにしていただくこと	方法書の縦覧に関しては、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に様々な資料の情報を掲載していることや「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に他事業者の事業計画を掲載していることから、著作権に配慮してコピーと印刷をお断りしました。 準備書の縦覧の際にも、同様の対応を予定しており、ご迷惑をお掛けしますが、住民説明会では、準備書の内容を分かりやすく説明することに努めます。

		を望みます。	
27	その他 環境影響 評価の進 め方	貴社においては、既に第一事業を実施しておられます。その結果を踏まえて第2事業の環境影響評価を進めるべきと思います。上楨地域及び僧都地区でも、第一事業での地元協議が十分でない中で、第二事業の環境影響評価を進めるのは、問題と感じます。第一事業の総括と地元関係者との協議が済んだうえ、第二事業を進めることを求めます。 私は風力発電事業について過疎高齢化や第1次産業の低迷に悩む愛南町及び宇和島市において、固定資産税収入や下請け企業の、土地所有者等の関係で相当の経済的利益をもたらすものと認識していますが、環境面等で一部地域にデメリットが集中することにはそれぞれの対応策や代償措置が必要と考えています。 なお、地元関係者には、住民だけでなく、地域での不動産所有者や、事業者など、いわゆるステイクホルダーも含まれると思料しますので、ご配慮ください。	既設の風力発電所に関しては、近隣住民のご意見を踏まえ、平成26年12月に騒音を低減させる対策を行い、地元の方を対象に報告しました。また、既設の風力発電所においての、建設後の騒音について地区の状況を確認することで準備を進めている所であり、協議を始めています。 引き続き本事業での環境影響評価手続きにご協力を頂きたいと考えています。
28	その他 車両の 運行	第一事業の関係と思いますが生コン車が離合の難しい県道46号線を通行し、生活道路として日頃通行している上楨地域関係者が大変迷惑をこうむったことがあります。特殊車両の通行はもちろんです。一般車両の通行についても、その影響が大きいことがあるので、しっかり影響を評価することを求めます。	環境影響評価では、工事用車両に係る影響は、大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場のみを対象としますが、ご意見を踏まえ、工事の際には、地域住民の交通にも配慮した車両の運行に努めます。
29	その他 CO ₂ 削減 効果等	方法書3PにおいてCO₂排出量が少ないことを風力発電機導入の意義として挙げられていますが、発電所最大出力についてしか電力についての記述がありません。 火力発電所において発電される電力が減ってこそCO₂排出量の削減ができるのであり、実際に現在使われている電力のうち、どれだけの電力が本事業により発電される電力に置き換わり、どれだけのCO₂が削減されるのかその根拠を示すべきです。	ご意見を踏まえ、環境省が毎年公表している「電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等」を用いて本事業によるCO₂削減効果を算出し、準備書に記載します。
30	その他 CO ₂ 削減 効果等	方法書3Pに風力発電所出力最大40,800kWとあるが、これは系統へ送られる総量なのか、それとも風力発電機それぞれの出力を合算しただけの数字なのか記述がない。 発電機によって発電された電力が全て系統へつなげるわけではなく、変圧・変調設備により電力を調整した場合にロスが発生するはずである。このロスを勘案	方法書p.3に記載した出力は、p.6に記載したとおり定格運転時の出力であり、p.6の定格風速（A案：12～15m/秒程度、B案：11～14m/秒程度、C案：13～14m/秒程度）での出力を示しています。 また、ご意見のとおり発電機によって発電された電力は全て系統へつながるわけではなく、変圧器のロスがありますが、

		した数字であるなら問題はないが、このロスが勘案されていないなら、意図的に誇張された数字と見ることもできる。発電所出力の数字の根拠について、単基の発電機出力の見積もりとともに変圧・変調設備において失われるロス見積もりを発電所出力最大 40,800kW の根拠として記載すべきである。	一般的に変圧器のロス は 0.数%程度であり、意図的に誇張した数値ではございません。
31	その他 CO₂削減効果等	風力発電所において電力が発電されるだけで、CO₂ が削減されるわけがなく、電力消費者のもとまで風力発電による電力が届いてこそ、CO₂ の削減が実現される。 しかし、発電所から消費者に電力が届くまでの送電の過程においても送電ロスによって電力は失われる。CO₂ 削減を風力発電所建設の意義として掲げる以上、1kW の電力消費が消費者のもとに届くまでに送電ロスによって、何 kW 失われているのか数字を示すべきである。	送電線は電力会社が所有しているものですので、送電時のロスについては、発電事業者には把握することができませんが、本事業による CO₂ 削減効果については、環境省が毎年公表している「電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等」を用いて算出し、準備書に記載します。
32	その他 CO₂削減効果等	機種選定の過程であるため、詳しい発電量の予測は難しいと思うが、建設地の選定、発電機の選定のために風況の予測は行われているはず。 根拠となる風況データを提示し、定格出力での発電時間の目安を提示することで、本事業における発電量に根拠が生まれる、根拠とした風況のデータ提示が必須である。 また、参考として既に稼働中の 9 基の定格発電が行われている時間を提示することにより、より説得力を持たせられるので、稼働中のデータの提示もあわせて必要である。	現在、対象事業実施区域内で風況観測を行っているところであり、その結果については準備書に記載します。 なお、既に稼働中の 9 基についての運転状況に関するデータの提示は、営業秘密にあたりますので公開することはできません。ご理解を頂きたいと考えています。
33	その他 CO₂削減効果等	2015/8/22 僧都地区説明会において、風が弱い場合は発電が行われていないのではないかと、という質問に対し、電源開発担当者から、風車がゆっくりでも回っていれば発電量は少ないものの発電はされている、という趣旨の返答があった。 しかし、ヨー角度を調整するためのモーターや、各種装置の維持・制御、発電機機種によっては発電機内の電磁石を励磁するための電力、また、初期の回転に勢いをつけるために外部動力も用いられているはずである。 これらによる消費電力の内訳を示し、風速何 m から発電量が消費電力を上回るか、上記の風況データと併せて提示しなければ、CO₂ の削減が実際に行われるという根拠に乏しい。	風車停止時における各種装置の維持、制御を行うため、電力を使用しますが、風向の安定性等、風の状況により風車稼働風速が異なるため、発電電力量が消費電力を上回る風速を示すことはできません。ご理解頂きたいと考えています。

34	その他 CO ₂ 削減 効果等	一般的に電力需要は夏季にピークを迎える。 しかし、風況については冬季がよいとされており、愛南町・宇和島市においてもそれは同様である。必要とされる夏季の発電量が少なく、需要が減る冬季に発電量が増えるのでは、再エネ賦課金によって風力発電による電力を買い支えている消費者にとっては負担としかならず本事業の社会的意義はなくなり、必要とされない電力を発電しているのではCO₂削減が行われるという根拠がなくなる。 3 ヶ月ごとの発電量・売電額の見込みの提示と、四国電力の電気需要量の変化を示すことによって、必要とされている電力を発電しているという根拠を示すべきである。	冬季は需要が減るものの電力としては必要とされており、必要とされる電力量のうち、風力発電所で発電された電力量と同程度の電力量が火力発電所から発電されなくてもよくなることにより、CO₂は削減されると考えています。
35	その他 安全面	建設予定地は山地の尾根上にあるが、これは風のひずみが生じやすい地形である。 予定されているのがローター直径が80mを超える大型風車であるため、地上高の変化によるブレードが受ける風力の変化はただでさえ大きい、更に風のひずみが加わる事となる。 ブレードが受ける負荷も大きくなる以上、ブレードの破損を避けるためには風のひずみを計算する必要があるが、それが試された記述もその調査の予定も記載されていない。 重大事故を避けるためには、この点の検討が試されていないことは大きな欠陥である。 すでに検討されている場合は、検討に使用した資料やデータの提示。試されていない場合は早急な調査と、近隣住民の不安を取り除くためにその調査・検討結果の公表が必須である。	ご意見のとおりブレードが頂部到達時と下部到達時では風速が異なるためブレードに負担がかかる可能性はあります。このため風車の機種選定時には、地形条件を考慮して検討を行っています。 なお、検討に使用した資料やデータについては、企業の技術情報であるため公開することはできません。ご理解頂きたいと考えています。
36	その他 撤去	方法書には撤去についての記述がない。法の対象になっていないためと思うが、老朽化や大規模な破損などで廃棄せざるを得なくなった場合、環境保全のために撤去して埋め戻すなどの対策が必要である。どのようにするのか、廃棄費用はどのようにするのかお聞きしたい。埋め戻し、植生も復元する根本的な対策を望む。	既設の風力発電所同様に本風力発電所も保守員を配置し、大規模な破損等が起きないようにメンテナンスを行うことで考えています。 なお、発電所の撤去が必要となった場合には、弊社が費用を含め責任を持って撤去する方針です。
37	その他 撤去	方法書においては、撤去にかかる費用と山地に戻すための原状回復にかかる費用の計画が記載されていない。設備の老朽化を勘案すると設置から 20 年前後が	

		使用可能な期間であると思われるが、撤去のさいの撤去責任が明確になっていないのは採算の取れない設備の放置の可能性があります、そのまま放置された場合には破損・倒壊事故の危険性、駆動部に使われている潤滑油や、重金属の漏れ出しなどの危険がある。 CO₂ の削減による環境の維持をうたい文句にした設備が、山地の環境を汚すことがあってはならない。愛南町側との撤去・原状回復の計画の策定と撤去責任の明確化が必須である。	
38	その他 航空 障害灯	第一事業による既設風力発電機には航空障害灯がつけられています、景観的には問題があります。雲高が低い時や部分的に霧がかかっている時に空の広範囲が明滅し、異様な光景となります。他の事業も含めると、地域が取り囲まれるような状態も予想しなければなりません。 第二事業においては、しっかりと影響を評価されることを求めます。	航空障害灯は、航空法第 51 条により、地表又は水面より 60m 以上の高さの物件には設置する義務があり、色や光度についても規定があります。 航空機の安全のために必要なものですので、ご理解頂きたいと考えています。

五、方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所 愛媛県庁、宇和島市役所、宇和島市津島支所、愛南町役場

縦覧期間 平成二十七年八月十一日（火）から平成二十七年九月十日（木）まで

（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

縦覧時間 午前九時から午後五時まで

なお、方法書及び要約書の電子版は、電源開発株式会社のホームページにおいて平成二十七年八月十一日（火）から平成二十七年九月十日（木）までご覧頂けます。

六、方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

提出期限 平成二十七年九月二十四日（木）まで

提出先 〒一〇四一八一六五 東京都中央区銀座六丁目一五番一号 電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室

意見書に記載すべき事項

・意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること）

なお、縦覧場所に備え付けの意見箱にご投函頂けます。

七、説明会の開催を予定する日時及び場所

（一）日時 平成二十七年八月十六日（日）午前十時より

場所 上飯集会場（愛媛県宇和島市津島町下畑地乙七三五番地四）

（二）日時 平成二十七年八月二十二日（土）午後六時より

場所 僧部ふれあい交流館（愛媛県南宇和郡愛南町僧部二七九番地）

平成二十七年八月十一日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号 電源開発株式会社 取締役社長 北村 雅良

愛媛県南宇和郡愛南町

愛媛県南宇和郡愛南町

愛媛県南宇和郡愛南町

愛媛県南宇和郡愛南町

平成27年8月11日

愛 媛 県 報

第2697号

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成27年8月11日

電源開発株式会社

取締役社長 北 村 雅 良

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 電源開発株式会社
(2) 代表者 取締役社長 北村 雅良
(3) 所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 南愛媛第二風力発電事業（仮称）
(2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業
(3) 規 模 総出力 最大40,800キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県宇和島市津島町下畑地、愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区

4 関係地域の範囲

愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町

5 方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
愛媛県庁、宇和島市役所、宇和島市津島支所、愛南町役場
(2) 縦覧期間
平成27年8月11日（火）から平成27年9月10日（木）まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時まで

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

- (1) 提出期限
平成27年9月24日（木）まで
(2) 提出先
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室
(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 平成27年8月16日（日） 午前10時より
場所 上横集会場（愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地4）
(2) 日時 平成27年8月22日（土） 午後6時より
場所 僧都ふれあい交流館（愛媛県南宇和郡愛南町僧都279番地）

平成27年8月11日 発行

785

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第 7 条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第 7 条の 2 第 2 項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成 27 年 8 月 11 日

電源開発株式会社
取締役社長 北村 雅良

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名 称 電源開発株式会社
 - (2) 代表者 取締役社長 北村 雅良
 - (3) 所在地 東京都中央区銀座 6 丁目 15 番 1 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名 称 南愛媛第二風力発電事業（仮称）
 - (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業
 - (3) 規 模 総出力 最大 40,800 キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県宇和島市津島町下畑地、愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区
- 4 関係地域の範囲
愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町
- 5 方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
宇和島市役所、宇和島市津島支所
 - (2) 縦覧期間
平成 27 年 8 月 11 日（火）から平成 27 年 9 月 10 日（木）まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
 - (3) 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
 - (1) 提出期限
平成 27 年 9 月 24 日（木）まで
 - (2) 提出先
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室
 - (3) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
日時 平成 27 年 8 月 16 日（日） 午前 10 時より
場所 上楨集会場（愛媛県宇和島市津島町下畑地乙 7 3 5 番地 4）

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第 7 条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第 7 条の 2 第 2 項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成 27 年 8 月 11 日

電源開発株式会社
取締役社長 北村 雅良

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名 称 電源開発株式会社
 - (2) 代表者 取締役社長 北村 雅良
 - (3) 所在地 東京都中央区銀座 6 丁目 15 番 1 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名 称 南愛媛第二風力発電事業（仮称）
 - (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業
 - (3) 規 模 総出力 最大 40,800 キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県宇和島市津島町下畑地、愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区
- 4 関係地域の範囲
愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町
- 5 方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
愛南町役場
 - (2) 縦覧期間
平成 27 年 8 月 11 日（火）から平成 27 年 9 月 10 日（木）まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
 - (3) 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
 - (1) 提出期限
平成 27 年 9 月 24 日（木）まで
 - (2) 提出先
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室
 - (3) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
日時 平成 27 年 8 月 22 日（土） 午後 6 時より
場所 僧都ふれあい交流館（愛媛県南宇和郡愛南町僧都 2 7 9 番地）

平成 27 年 8 月 11 日
電源開発株式会社

「南愛媛第二風力発電事業(仮称) 環境影響評価方法書」の縦覧について

当社は、平成 27 年 8 月 11 日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「南愛媛第二風力発電事業(仮称) 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)及び要約書を経済産業大臣に届け出るとともに、愛媛県知事、宇和島市長、愛南町長へ送付しました。

環境影響評価法に基づき、本日 8 月 11 日より以下のとおり方法書の縦覧を行います。

1. 方法書の縦覧

- (1) 縦覧場所：愛媛県庁 県民環境部環境政策課
宇和島市役所 市民生活部生活環境課
宇和島市津島支所 庁舎内
愛南町役場 環境衛生課

- (2) 縦覧期間：平成 27 年 8 月 11 日(火)～平成 27 年 9 月 10 日(木)
(土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く)

- (3) 縦覧時間：9時から17時まで

※当ホームページにて、方法書及び要約書を平成 27 年 8 月 11 日～平成 27 年 9 月 10 日まで閲覧することができます

2. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下内容により事業者宛に書面にてご提出ください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函
- ② 事業者宛に郵送(平成 27 年 9 月 24 日必着)

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 TEL: 03-3546-9600(平日9時～17時)



電源開発



English



サイトマップ



お問合せ

検索

[トップページ](#)
Top Page

[ニュースリリース](#)
News Release

[企業情報](#)
Company Information

[株主・投資家の皆様](#)
Investor Relations

[事業・サービス](#)
Business & Service

企業情報

TOP > 企業情報 > 環境・社会への取り組み > 環境経営 > 環境アセスメント > 風力発電事業に係る環境影響評価手続き > 南愛媛第二風力発電事業(仮称)

[ごあいさつ](#)
[企業理念・行動規範](#)
[企業概要](#)
[J-POWERの歴史](#)
[環境・社会への取り組み](#)
[J-POWERグループの社会的責任\(CSR\)について](#)
[環境経営](#)
[社会貢献](#)
[技術開発](#)
[採用情報](#)
[資材調達](#)
[企業広告・広報ライブラリ](#)
[電子公告](#)

南愛媛第二風力発電事業（仮称）

南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書

評価方法書を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。
 評価方法書は2015年9月10日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。
 ※閲覧にあたっては、ご覧になられている環境によって、一部表示されない場合があります。

「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について
 (PDF : 104KB)

表紙目次 (PDF : 323KB)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF : 223KB)

第2章 対象事業の目的及び内容 (PDF : 2.35MB)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第1節 自然的状況 (PDF : 28.4MB)

第2節 社会的状況 (PDF : 46.9MB)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (PDF : 17.7MB)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (PDF : 633KB)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (PDF : 26.9MB)

第7章 その他環境省令で定める事項 (PDF : 11.9MB)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF : 226KB)

[用語解説集（PDF：334KB）](#)

南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書（要約書）

環境影響評価方法書（要約書）を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。
環境影響評価方法書（要約書）は2015年9月10日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。
※閲覧にあたっては、ご覧になられている環境によって、一部表示されない場合があります。

[表紙目次（PDF：313KB）](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（PDF：223KB）](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容（PDF：2.35MB）](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（PDF：523KB）](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果（PDF：274KB）](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解（PDF：272KB）](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（PDF：26.9MB）](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項（PDF：11.8MB）](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（PDF：226KB）](#)

南愛媛第二風力発電事業（仮称） 計画段階環境配慮書

配慮書及び要約書の閲覧は2014年4月3日に終了いたしました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部 風力事業室
TEL：03-3546-9600（平日9時～17時）

[利用条件について](#) [個人情報・情報セキュリティ基本方針](#) [本店アクセスマップ](#) [リンク](#)

Copyright (c) 2004-2015,電源開発株式会社 All rights reserved.

平成 27 年 8 月 1 日

上楨地区にお住いのみなさま

電源開発株式会社

南愛媛第二風力発電事業（仮称） 環境影響評価方法書に関する

説明会の開催について

表記事業につきましては、風力発電事業計画に伴う環境影響評価の調査項目、手法等を記載した「環境影響評価方法書」を宇和島市役所生活環境課および宇和島市津島支所にて縦覧（平成 27 年 8 月 11 日～平成 27 年 9 月 10 日）しますが、本方法書の内容について、下記のとおり説明会を開催しますので、ご案内致します。

記

- 日 時：平成 26 年 8 月 16 日（日）10 時から（1 時間半程度）
- 場 所：上楨集会場
- 内 容：南愛媛第二風力発電事業（仮称）概略計画について
環境影響評価法および本事業における調査項目、手法等について

なお、縦覧については、（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に関する休日、閉庁日は除く、午前 9 時～午後 5 時までとさせていただきます。

以 上

【お問合せ先】

会社名：電源開発株式会社
住 所：東京都中央区銀座 6-15-1
電 話：03-3546-9600
担当者：戸松

平成 27 年 8 月 1 日

僧都地区にお住いのみなさま

電源開発株式会社

南愛媛第二風力発電事業（仮称） 環境影響評価方法書に関する
説明会の開催について

表記事業につきましては、風力発電事業計画に伴う環境影響評価の調査項目、手法等を記載した「環境影響評価方法書」を愛南町役場環境衛生課にて縦覧（平成 27 年 8 月 11 日～平成 27 年 9 月 10 日）しますが、本方法書の内容について、下記のとおり説明会を開催しますので、ご案内致します。

記

- 日 時：平成 26 年 8 月 22 日（土）18 時から（1 時間半程度）
- 場 所：僧都ふれあい交流館
- 内 容：南愛媛第二風力発電事業（仮称）概略計画について
環境影響評価法および本事業における調査項目、手法等について

なお、縦覧については、（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に関する休日、閉庁日は除く、午前 9 時～午後 5 時までとさせていただきます。

以 上

【お問合せ先】

会社名：電源開発株式会社
住 所：東京都中央区銀座 6-15-1
電 話：03-3546-9600
担当者：戸松

「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」

閱覽用紙

ご住所 _____

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be a standard notebook page.